

津市公報

第 341 号
令和2年3月5日

目 次

津市条例

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

住民票の写し等の交付手数料徴収事務の一部委託

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表（財産区）

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第1号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成18年津市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ウ中「水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「上下水道事業局」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 上下水道管理局の所管に関する事項

第2条第2項中「定数と」を「定数から1を減じて得た数と」に改める。

第8条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、議長は、常任委員にならないものとする。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例中第2条第2項及び第8条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

津市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年久居市告示第27号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小野辺自治会

三重県津市久居小野辺町1296番地1

代表者 稲葉 幹夫

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	海津 行正 三重県津市久居小野辺町1193番地
変更後	稲葉 幹夫 三重県津市久居小野辺町1296番地1

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市久居小野辺町1193番地
変更後	三重県津市久居小野辺町1296番地1

3 変更年月日

平成31年3月17日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成31年3月17日の定期総会において承認されたため。

津市告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年2月21日

津市長 前 葦 泰 幸

1 徴収する手数料

- (1) 住民票の写し（本人分・同一世帯員分）交付手数料
- (2) 印鑑登録証明書（本人分）交付手数料
- (3) 所得・課税証明書（最新年度分の本人分）交付手数料
- (4) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
交付手数料
- (5) 戸籍の附票の写し（全部・一部）交付手数料

2 委託先

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構

3 委託期間

令和2年3月1日から同月31日まで

津市上下水道事業告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和2年2月20日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社大森清掃社	津市安濃町妙法寺102番地	令和2年2月4日から 令和7年2月3日まで

津市上下水道事業告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年2月20日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社サンシン	伊勢市田尻町441番地1	令和7年9月29日まで

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月26日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

令和2年3月2日（月） 午後6時30分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

教職員の異動内申について

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月20日

津市監査委員 大西直彦
津市監査委員 駒田修一
津市監査委員 安藤友昭
津市監査委員 佐藤有毅

別紙のとおり

第1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- (6) 国体・障害者スポーツ大会推進局（総務企画課、競技運営課）
- (7) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (8) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室）
- (9) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- (10) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (11) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部地区画整理事務所、建築指導課）
- (12) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (13) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- (14) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- (15) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (16) 芸濃総合支所（地域振興課（椋本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (17) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (18) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- (19) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (20) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (21) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (22) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (23) 上下水道事業管理室
- (24) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所）
- (25) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
- (26) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- (27) 会計管理室
- (28) 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- (29) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (30) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- (31) 選挙管理委員会事務局
- (32) 監査事務局
- (33) 農業委員会事務局

2 市立保育所

- (1) 觀音寺保育園
- (2) 相愛保育園
- (3) 中央保育園
- (4) 高茶屋保育園

3 市立学校

- (1) 市立小学校
 - ア 養正小学校
 - イ 修成小学校
 - ウ 栗真小学校国児分校
 - エ 西が丘小学校
- (2) 市立中学校
 - ア 一身田中学校国児分校

- (3) 市立幼稚園
 - ア 敬和幼稚園
 - イ 高茶屋幼稚園

第2 監査の対象年度及び事項

原則として令和元年度の財務及び事務の執行を対象とした。
なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、
平成30年度以前のものを対象に含めた。

第3 監査の期間

監査の期間は、令和元年9月6日から令和2年2月3日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 政策財務部

(1) 広報課

ア 津市ケーブルテレビ志放送通信センターの有効活用について

津市ケーブルテレビ一志放送通信センターのアナログ放送設備一式については、現在、使用しておらず、同センター内でスタジオとしていた一室が、今後の活用見込みのないままとなっている。

現在、同センターは、この一室を除いて、津市商工会一志支部に賃貸しているが、アナログ放送設備一式を処分し、賃貸するなど有効活用されたい。

(2) 財産管理課

ア 市有地貸付収入の未収金対策について

市有地（普通財産）貸付収入の未収金について、平成24年2月27日付け監査結果報告において、滞納額総額32万円に対して、より実効性のある未収金対策に取り組まれるよう指摘したところであるが、当該市有地貸付収入の滞納状況は令和元年9月末現在、総額約84万円と大幅に増加している。

実効性のある取組が何らなされていないため、法的措置も視野に入れて、より積極的な未収金対策に取り組まれたい。

イ 契約事務の適正な運用について

津市契約規則第10条第1項において、予定価格が5万円以上の場合は、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされている。

しかし、津市役所本庁舎湧水ポンプマグネットスイッチ取替修繕については、1人の者からしか見積書を徴取せず随意契約を締結していたため、契約事務の適正な事務処理を行われたい。

2 危機管理部

(1) 危機管理課

ア 津市緊急告知ラジオの有効活用について

津市緊急告知ラジオの貸与状況は、令和元年12月末現在、1,875台に対し、353台の貸与に留まっており、貸与率は18.8パーセントとなっている。

対象者へさらなる周知を図るとともに、貸与件数の増加に向けた検討をされたい。

3 スポーツ文化振興部

(1) スポーツ振興課

ア 行政財産貸付収入の調定及び収入について

津市産業・スポーツセンター敷地等の一部貸付の貸付収入4件について、土地建物貸付収入として計上すべきところを、行政財産使用料として調定及び収入されていたことから、適正な事務処理を行わせたい。

4 健康福祉部

(1) 子育て推進課

ア 契約事務の適正な運用について

中央保育園園舎駐車場ブロック塀撤去処分業務委託、太郎生保育園草刈り業務委託等について、調達契約課への執行伺いの合議を行うことなく、任意作成様式の簡易決裁により執行されていた。

また、津市競争入札参加資格者名簿の希望業種に登載されていない業者を選定しているものや、予定価格調書、仕様書が作成されていないものもあったことから、契約事務の適正な事務処理を行わせたい。

(2) こども支援課

ア 契約事務の適正な運用について

津市児童発達支援センター遊戯室（きりん）室外機制御基板取り換え修繕において、見積書提出期限が令和元年6月17日、履行日が同月21日となっているにもかかわらず、作業完了報告書の日付は同月4日となっており、修繕実施後に関係書類を作成していた。

今後、このような不適正な契約事務がなされることがないよう徹底されたい。

(3) 高齢福祉課

ア 契約事務の適正な運用について

紙おむつ等給付事業委託において、平成31年4月12日に入札が執行されたものの、契約締結日は令和元年5月1日となっていた。

津市契約規則第23条第1項において、落札者は通知を受けた日から7日以内に契約を締結するものとするとなっていることから、契約事務の適正な事務処理を行わせたい。

(4) 健康づくり課

ア 契約事務の適正な運用について

美里保健センター廊下室内機プリント基板修繕において、見積書提出期限が令和元年8月26日、履行日が同年9月2日となっていました。

るにもかかわらず、作業完了報告書の日付は同年8月9日となっており、修繕実施後に関係書類を作成していた。

美里保健センターGHP1号機燃料電磁弁修繕においても、見積書提出期限が令和元年10月16日、履行日が同月23日となっているにもかかわらず、作業完了報告書の日付は同月8日となっており、これも修繕実施後に関係書類を作成していた。

今後、このような不適正な契約事務がなされることがないよう徹底されたい。

5 商工観光部

(1) 商業振興労政課

ア 契約締結の遅延について

プレミアム付商品券発行事業において、長期間にわたり契約を締結せずに、2件の業務が行われていた。

1件は、津市プレミアム付商品券に係るシステム構築、運用管理、帳票作成等業務委託で、履行期間は令和元年5月10日から令和2年3月31日までとして、令和2年1月21日に契約を締結し、もう1件は、津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託で、履行期間は令和元年6月3日から令和2年3月31日までとして、令和2年1月9日に契約を締結していた。いずれも、追認期間の規定を設けることにより、履行期間の開始日に遡及して契約の効力を発生させていた。

追認期間の規定を設けることにより、履行期間の開始日に遡及して契約の効力を発生させることは可能であるが、地方自治法第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされていることからも、お互いが非常に不安定な状況に置かれることになるため、契約事務の適正な事務処理を行われたい。

6 農林水産部

(1) 農業基盤整備課

ア 適正な予算執行及び分担金の減免基準の整備について

片田田中町及び野田地内（以下「両地区」という。）は、津市農

林事業分担金等徴収条例に規定される分担金を免除する地区とし、毎年度、市単土地改良事業において、両地区内に使途を限定した施設修繕料予算が計上されている。

しかし、平成30年度において、美杉地域内、芸濃地域内など、農地一般事務事業及び農業用施設維持管理事業で予算執行すべき両地区外での7件の修繕について、両地区内で実施したものとし、市単土地改良事業の施設修繕料から支払っていた。また、施工業者が正しい地名を記入していた支払関係書類を、砂消しゴムで両地区名に書き換えているものもあった。

当該地域については、受益者がいない、公共性が高いなどの理由から分担金を徴収することができないと判断したことであるが、決裁文書も存在せず、減免基準も整備されていない。

このような予算執行は、過去から平然と行われていたことも確認した。

今後は、減免基準を整備するとともに、必要な予算を計上し、適正な予算執行をされたい。

イ 補助金と施設修繕料を併用した不適正な予算執行について

平成31年3月に実施された大里小野田町地内の農道舗装工事について、地元自治会が市単土地改良事業補助金の交付を受け、アスファルト舗装工事を予定していたが、工事前に地元自治会より舗装区間を延長したいとの要望があった。

しかし、単なる舗装区間の延長では補助金の増額変更は認められないことから、交付決定後に路盤改良が必要であると判明したとの理由を付け、補助金の増額変更決定を行った。要望の延長を満たす工事費には補助金予算が不足していたため、不足する残りの延長分の舗装工事費を、別途、市が同一の施工業者に農地一般事務事業の修繕料から農道舗装修繕を発注したとして、当該業者に対し、一体施工された1つの工事費を分割して支払っていた。

補助金の交付決定に当たっては、地元自治会と十分に協議するとともに、不適正な予算執行がなされることがないよう徹底されたい。

ウ 契約事務の適正な運用について

確認した修繕の契約の全てにおいて、予定価格が定められていなかつたため、契約事務の適正な事務処理を行われたい。

また、修繕完了の検査については、受注者から提出された写真による確認だけで、現地での検査は一切行われていなかったため、完了検査の方法を見直されたい。

エ 修繕の分割発注について

鳥居町地内の農業用施設修繕3件において、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。

修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかったとはいひ難いものと考えるため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

オ 占用料の徴収誤り及び減免手続の不備について

行政財産の占用許可について、当該占用料を津市法定外公共物の管理に関する条例及び同条例の規定により準用する津市道路占用料徴収条例第2条（別表）に基づき、西阿漕町地内の岩田池の支線については免除し、夢が丘二丁目地内の長池に建てられた支線柱については「その他の柱類」として1本につき1年100円を徴収した。しかし、平成30年度までは、「第2種電柱」として各々1本につき1年1,800円を誤って徴収していたことから、適切に対処されたい。

また、平成30年度及び平成31年度に許可の更新を行い、占用料を免除とした全てにおいて、津市法定外公共物の管理に関する条例施行規則第9条に定める法定外公共物占用料減免申請書の提出を受けないまま、占用料を免除していた。

今後は、津市法定外公共物の管理に関する条例等に基づき適正な事務処理を行われたい。

7 建設部

(1) 建設政策課

ア 境界立会業務について

平成30年度境界立会業務において、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、7名の調査士が21件の境界立会業務をしたとして、同協会に対し一括して153万7,167円の委託料を支払った。

しかし、2件については、境界立会の実態がないにもかかわらず、

31万5,003円を支払っていた。

また、1件については、境界立会業務と併せて他の事業すべき測量業務を実施し、24万6,736円を支払っていた。しかも、履行期間内に作業が完了していないにもかかわらず、履行期間内に完了したように関係書類を作成していた。

さらに、1件の境界立会業務については、契約単価に基づく請求額の確認を怠り、961円を過払いしていた。

今後、このような不適正な予算執行がなされることがないよう徹底されたい。

イ 業務委託の発注時期について

境界立会業務委託については、職員の時間外勤務の軽減を主な目的として、平成30年度に新たに予算計上されたものであるが、履行期間は平成31年1月11日から同年3月29日までで、業務の目的からすれば実施時期が適切とはいえない難い。

今後、業務委託については、業務の目的、内容に応じ、最も効率的かつ効果的な時期に発注をされたい。

ウ 道路占用料の事務処理の遅れについて

道路占用料の更新分は、年度当初に納入通知書を送付することになるが、大半の納入通知書は、事務処理の遅れにより送付されていなかった。

今後は、速やかに事務処理を実施されたい。

(2) 事業調整室

ア 期成同盟会等の負担金について

各同盟会の収支状況を確認したところ、繰越金が負担金収入を大幅に上回っている同盟会もあることから、構成する関係市町等と引き続き協議されたい。

(3) 津北工事事務所

ア 予算の適正な執行について

一身田町地内張出歩道撤去修繕について、その内容は、張出歩道を撤去しているものであった。また、大里山室町地内道路修繕については、排水路等の新設であった。

これらは、いずれも修繕とはいえない難く、予算の適正な執行を行わみたい。

8 河芸総合支所

(1) 地域振興課

ア 関係団体への関与について

同課内において、津市自治会連合会河芸支部及び津市自主防災協議会河芸支部の預金通帳等を保管しているが、このことは、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう関与の在り方を見直されたい。

(2) 市民福祉課

ア 行政財産貸付収入の調定及び収入について

津市河芸ほほえみセンター敷地の一部貸付の貸付収入について、土地建物貸付収入として計上すべきところを、行政財産使用料として調定及び収入されていたことから、適正な事務処理を行わみたい。

9 芸濃総合支所

(1) 地域振興課

ア 契約事務の適正な運用について

地域インフラ維持事業において、芸濃町椋本地内で水路修繕を実施したが、その契約は、芸濃町椋本地内基澤水路改修修繕と芸濃町椋本地内基澤水路改修修繕（その2）の2件の契約とし、各々契約金額を41万6,880円と30万6,720円として随意契約を締結した。

これは一体施工した修繕を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して契約をし、修繕料を支払ったものであり、今後、このような不適正な契約事務がなされることがないよう徹底されたい。

10 美里総合支所

(1) 地域振興課

ア 契約事務の適正な運用について

地域インフラ維持事業において、美里町北長野地内で道路法面修繕を実施したが、その契約は、美里町北長野地内道路法面修繕と美里町北長野地内道路路肩修繕の2件とし、前者は契約金額48万4,380円、履行期間を令和元年5月7日から同月24日まで、後者

は契約金額 32万2,920円、履行期間を令和元年6月10日から同月25日までの随意契約を締結した。

これは一体施工した修繕を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して契約をし、履行期間を約1か月ずらして関係書類を作成し、修繕料を支払ったものであり、極めて不適正な契約事務と言わざるを得ない。

今後、このような不適正な契約事務がなされることがないよう徹底されたい。

イ 未収金対策について

長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の未収金については、令和元年8月末現在、約186万円となっており、年々増加している。

これまで、督促や納付指導を実施しているが、未収金の回収には至っていない。

実効性のある取組が何らなされていないため、法的措置も視野に入れて、より積極的な未収金対策に取り組まれたい。

11 一志総合支所

(1) 地域振興課

ア 契約事務の適正な運用について

地域インフラ維持事業において、一志町井生地内で道路石積修繕を実施したが、その契約は平成30年度一志町井生地内道路石積修繕と平成31年度一志町井生地内道路石積修繕の年度を分けた2件の契約とし、各々契約金額を49万8,960円として随意契約を締結した。

これは一体施工した修繕を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により、年度を分けて関係書類を作成し、修繕料を支払ったものであり、極めて不適正な契約事務と言わざるを得ない。

今後、このような不適正な契約事務がなされることがないよう徹底されたい。

12 美杉総合支所

(1) 地域振興課

ア 予算の適正な執行について

美杉町奥津地内市有地歩道修繕について、その内容は、雑木の伐採であり修繕とはいひ難く、予算の適正な執行を行われたい。

13 水道局

(1) 営業課

ア 未収金対策について

納期限後2年を経過した水道料金の未収金については、決算における財政状態をより正確に表すため、債務者の状況により会計上の不納欠損処分（法的には債権は消滅していないが会計上調定の取消を行う。）を行い、その債権は簿外で管理している。その総額は、令和元年12月末現在、5億9,000万円余りに上り、債権回収に向けた実効性のある取組は一切なされておらず、実質放置されたままとなっている。

収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれたい。

14 下水道局

(1) 下水道総務課

ア 未収金対策について

下水道使用料並びに下水道事業受益者負担金及び分担金の未収金については、強制徴収公債権であるにもかかわらず滞納処分をした事例はなく、漫然と消滅時効の完成による不納欠損処分を行っている。

収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれたい。

第6 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 契約事務について

契約事務については、今年度においても不適正な事務がいくつか見受けられた。修繕においては、作業完了後に予算執行のための書類を作成したものや、一括発注すべき案件を複数に分割して発注しているものもあった。

また、地域インフラ維持・補修事業においては、各総合支所長の権限で迅速に対応している一方で、50万円以内の修繕しか執行できないため、一体施工した修繕を分割して契約をし、地域の要望に応えている状況も見受けられた。

ほかにも、施工地名を書き換え予算執行したものや、業務委託において契約目的外の業務を受注者に指示をし、支払ったものがあった。

これらの行為は、法令等を逸脱した事務処理であり、法令遵守義務を負う公務員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

今後、このような不適正な予算執行がなされることはないと想定され、全庁的な課題として組織や制度の見直しを検討し、再発防止策を講じられたい。

2 未収金対策について

未収金対策については、努力し苦慮している様子が伺え、消滅時効等により不納欠損処分をすることもやむを得ないものと考えるが、多額の収入未済額が市の健全な財政運営を阻害する一因となることは言うまでもない。負担の公平性を図る観点から、不納欠損処分とならないよう早期回収に努められるとともに、資力のある滞納者にあっては、法的措置を講じるなど、厳正に対処されたい。

3 時間外勤務等について

時間外勤務等については、時間外勤務命令を行うことができる上限が、津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定められたところである。しかし、1か月100時間（災害・選挙等を除く。）を超える職員が、令和元年10月末現在で17名いたことから、引き続き、業務の見直しを図り業務効率を高め、時間外勤務等を削減されたい。

さらに、今年度から働き方改革関連法が施行され、年次有給休暇の計画的取得制度が実施されているところであり、所属長においては、年次有給休暇を計画的に取得できる職場環境の整備に努められたい。

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月20日

津市監査委員 大西直彦
津市監査委員 駒田修一
津市監査委員 安藤友昭
津市監査委員 佐藤有毅

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における令和元年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成30年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査の期間

監査の期間は、令和元年12月6日から令和2年2月3日までである。

第3 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。